

ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行) ☆お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい☆

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、当社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。（2）旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含みます。（以下「最終旅行日程表」といいます。）

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(1) 当社又は当社の受託旅行業者（以下「当社ら」といいます。）にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。（2）当社らは電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払が必要です。

（3）旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。（4）当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。合には子供旅行代金の設定はありません。（5）契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。（6）当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。（7）当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. お申込条件

(1) 20才未満（令和4年4月1日から18才未満）の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他との条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることができます。またお客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。（2）健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。あらためて当社らからご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。お申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出させていただきます。当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることができます。また、お客様からお申し出いただいた措置を手

配することができない場合は旅行契約のお申込をお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様負担とさせていただきます。（3）お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。（4）お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。（5）お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。（6）その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。また、最終旅行日程表をお渡しするコースについては遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることができます。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、お申込金を差し引いた残額を、旅行出発日の8日前まで、又は受託販売店の定める期日までにお支払い下さい。

7. 旅行代金について

(1) 本コースの子供旅行代金の設定についてはパンフレットでご確認ください。パンフレットに記載がない場合は子供旅行代金の設定はありません。（2）旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認下さい。（3）「旅行代金」は、第3項の「申込金」第14項(1)の「取消料」、第14項(2)の「違約料」及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注記のないかぎりヨーロッパ）、宿泊費、食事代、入場料・料金（料金）及び消費税等諸税。（2）添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。（3）その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項の(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。（1）超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）（2）空港施設使用料（3）クリーニング代、電報・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。（4）ご希望者のみ参加されるワーチョウルアーレンジ料金（5）運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）但し旅行代金に含めた場合を除く（6）自宅から発着地までの交通費・宿泊費

10. 追加代金

第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ旅行代金の中に含めて表示した場合を除きます。）（1）パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋の「グレードアップ」のための追加代金（2）「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金（3）パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金（4）パンフレット等で当社が「スルーパーフロア追加代金」と称する航空座席の料金変更

に要する運賃・料金差額（5）その他パンフレット等で「×××追加代金」と称するもの（ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合の追加代金等）。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。（1）利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。（2）当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、額を払戻しいたします。

その減少額だけ旅行代金を減額します。（3）

（2）当社の解除権①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いただきます。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられない認められたとき。c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。d. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。e. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前（日帰り旅行は3日目にあたる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。f. キャンセルを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそれが極めて大きいとき。g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払戻しいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払戻しいたします。

国内旅行に係る取消料

旅行契約解除日の時期	取消料	
	14名まで	15名以上
旅行出発日の前日から起算して21日前まで	無料	無料
旅行開始日の前日から起算して20日～8日前まで	無料	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日～2日前まで	旅行代金の30%	
旅行開始日の前日	旅行代金の40%	
旅行開始当日	旅行代金の50%	
旅行開始後の解除又は当日無連絡	旅行代金の100%	

15. 旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

①お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けいたします。

②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項に掲げるものの他の重要なものである場合に限ります。b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

d. 当社がお客様に対し、第5項に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しなかったとき。e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となつたとき。

③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払戻しいたします。

(2) 当社の解除権

①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いただきます。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられない認められたとき。c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。d. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。e. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前（日帰り旅行は3日目にあたる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。f. キャンセルを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそれが極めて大きいとき。g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払戻しいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払戻しいたします。

16. 旅行開始後の解除

(1) お客様の解除権

①お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。②お客様の責に帰すべき事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払戻しいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払戻しいたします。

(2) 当社の解除権

①お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。②お客様の責に帰すべき事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。③本項(1)の②の場合にお

いて、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2) 当社の解除権

①当社は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

a、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。b、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。c、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となつたとき。

②解除の効果及び払い戻し

本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならぬ費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

③本項(2)の①のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

④当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻し

①当社は、「第12項の(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

②本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

③クーポン券類の引渡し後の払い戻しについては、酔い運転、疾病等のほか募集型企画旅行に含まれたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

18. 添乗員

①添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。

②現地添乗員同行 表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。

③現地係員案内 表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。

個人型プランは添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行って頂きます。

TEL090-8729-5582 (株)埼旅、窪田 優

19. 当社の責任

①当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

②お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては当社は原則として本項(1)の責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮等、当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被った場合。

③手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

20. 特別補償

①当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。

②本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

③お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒

④クーポン券類の引渡し後の払い戻しについては、酔い運転、疾病等のほか募集型企画旅行に含まれたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

⑤当社が本項(1)に基づく補償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義

務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

①お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

②お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

③お客様は、旅行開始後において、

契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

④当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態

にすると認めたときは、必要な措置を講ずる必要があります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

⑤クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は運送機関が定める金額とします。

22. オプショナルツアーや情報提供

①当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を收受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプショナルツアーや」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取扱います。当社オプショナルツアーやは、パンフレット等で「企画者:当社」と明示します。

②オプショナルツアーやの運行事業者が当社以外である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は当該オプショナルツアーや参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同行の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。

(但し、当該オプショナルツアーやのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。)また、当該オプショナルツアーやの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて当該運行事業者の定めによります。

23. 旅程保証

当社は、当社約款の規定により「変更補償金」に掲げる契約内容の重要な変更(天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置等による変更を除きます)が生じた場合は旅行代金に1%~5%の所定の率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払いますが、当社の旅行者1名に対して1旅行契約につき支払う変更補償金の額は15%を上限とします。

尚、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1000円未満であるときは変更補償金を支払いません。

当社はお客様の同意を得て変更補償金の支払いに替え同等またはそれ以上の物品又は旅行サービスの提供で補償を行うことがあります。

24. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせ下さい。

25. 個人情報の取扱い

①当社は、旅行申込みの際に提出された申込

書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は①当社からの提携する企業の商品やサービス、キャンペーングの案内②旅行参加後の意見や感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただきます。

②当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社は利用させていただきます。

なお、当社における個人情報取扱管理者の氏名については当社へお問い合わせ下さい。

③当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することができます。申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

26. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日はパンフレット等に明示した日となりますが、パンフレット等に明示がない場合は2021年4月20日となります。

27. その他

①お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することができますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

②お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラーレース)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承下さい。

③当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

④当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイルージュサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項及び第23項の責任を負いません。

☆このご旅行に係る担当者の説明にご不明な点がございましたら下記の旅行業務取扱管理者へご質問下さい。

(2021/04)

*お客様のご都合による

申込人数の増減が発生し、1ルーム2名部屋又は1ルーム3名部屋となつた場合には、パンフレット記載の追加料金が発生します。

*この企画は、フリープランに付き、旅行代金に、往復の交通費は含まれていません。又、JR等の交通手段のお手配はお客様ご自身でお願いします。

*この企画は、フリープランに付き、最終日程表の交付はありません。又、添乗員の同行はありません。

旅行企画・実施

埼玉県知事登録旅行業 第2種1055号

株式会社 埼 旅

埼玉県さいたま市大宮区天沼町1-441-1
(一社)埼玉県旅行業協会、内

Tel048-648-3661 Fax048-648-3666

総合旅行業務取扱管理者 窪田 優

(一社)全国旅行業協会正会員
営業日・土日、祝日を除く平日(*)のみ営業
(*)社員出張日は休業となります。

営業時間・9:00~17:00

国内募集型企画旅行取引条件説明書・一部抜粋及び追加

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

■ 詳しい旅行条件を説明

1. 募集型企画旅行

株式会社埼旅が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）に記載されている条件のほか、当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」下記条件、及び旅行出発前にお渡しする全旅クーポンによります。

2. 旅行の申し込み

（1）申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料または違約料のそれぞれの一部として取り扱います。またお客様が旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には、お申し込みのときにお申し出ください。可能な範囲内で当社はこれに応じます。

（2）当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みを受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の受諾を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。

旅行代金	3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
お申込金	6,000円～ 旅行代金まで	12,000円～ 旅行代金まで	20,000円～ 旅行代金まで	30,000円～ 旅行代金まで	代金20%～ 旅行代金まで

3. 契約の成立と契約書面の交付

（1）募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し前項の申込金を受領したときに成立するものとします。

（2）当社は契約の成立後、旅行サービスの内容（パンフレット等）、その他の旅行条件及び当社の責任等に関する事項を記載した「ご旅行条件書」を契約書面としてお渡しいたします。（当パンフレットはこのご旅行条件書において、契約書面の一部といたします）。

尚、このプランはフリープランで、当社が手配し旅程を管理する業務を負う旅行サービス範囲は、宿泊手配のみとなります。

4. 申込条件

15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。15歳以上20歳未満*のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。

*令和4年4月1日から18歳未満となります。

5. こども代金について

こども旅行代金は3名様以上1室（おとな旅行代金1名様以上含む）の場合のみ適用となります。おとな1名様こども1名様での2名様1室の場合は、おとな2名様の旅行代金になります。こどもAは小学生（6歳以上12歳以下）おとなに準じた食事・寝具付、こどもBは未就学児（3歳以上6歳未満）お子様向け食事・寝具付、こどもCは乳幼児（3歳未満）食事無・寝具無となります。1室の利用人数には、こどもA・Bは含みますが、こどもCは含みません。また、宿泊施設によっては、こどもCに施設使用料等が発生することがあります。

5. 確定書面（最終日程表）の交付

このプランは最終日程表の交付はございませんが、宿泊時にホテルへ提出する全旅クーポン（バウチャー）をお渡しします。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金はお申込金を差し引いた残額を、旅行出発日の8日前まで、または受託販売店の定める期日までにお支払い下さい。

旅行企画・実施

埼玉県知事登録旅行業 第2種1055号

株式会社 埼 旅

埼玉県さいたま市大宮区天沼町1-441-1 (一社)埼玉県旅行業協会、内

(一社)全国旅行業協会正会員

営業日・土日、祝日を除く平日のみ営業

営業時間・9:00～17:00

7. お客様からの旅行契約の解除

旅行開始前、お客様はいつでも次に定める取消料（お一人様につき）をお支払いただいて、旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き戻しいたします。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。（なお、表でいう取消日とは、お客様が当社及「受託販売店」（以下「当社ら」といいます。）のそれぞれの営業日、営業時間内に取消する旨、お申出いただいた時を基準とします。）

取消料

旅行契約解除日の時期	取消料	
	14名まで	15名以上
旅行出発日の前日から起算して21日前まで	無料	無料
旅行開始日の前日から起算して20日～8日前まで	無料	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算して7日～2日前まで		旅行代金の 30%
旅行開始日の前日		旅行代金の 40%
旅行開始当日		旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は当日無連絡		旅行代金の 100%

※新型コロナウィルス感染症対策

（1）旅行時は毎朝、検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保健所又は宿泊施設近隣の医療機関等の指導に従っていただきます。

（2）旅行中には「新しい旅のエチケット」を実施してください。宿泊施設のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もご遠慮ください。

（3）宿泊施設等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等をしております。また、本人確認は同行者も含め全ての参加者に対して求められる事もありますので、免許証等の書類を持参してください。

（4）検温の際、37.5度以上の発熱がある場合には、各施設が定める客室等に待機していただき、宿泊施設近隣の医療機関等の指示を仰ぐこととなります。これら宿泊施設の従業員の指示には必ず従ってください。

個人情報の取り扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配、またキャンペーンのご案内、アンケートのお願いなどに必要な範囲内で利用させていただきます。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う責任者です。この旅行に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、旅行業務取扱管理者にご質問ください。

国内旅行傷害保険への加入をおすすめします

安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険をかけられますようご案内します。

お申し込みは下記の販売店をご利用ください。

受託販売：